

令和6年度 巨大地震対策オンライン講演会

南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた 政府の対応等について

内閣府 政策統括官(防災担当)付
参事官(調査・企画担当) 森久保 司

説明項目

- 1.南海トラフ地震臨時情報発表を踏まえた政府の対応等**
- 2.南海トラフ地震の被害想定について**

1.南海トラフ地震臨時情報発表を踏まえた政府の対応等

令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震の概要

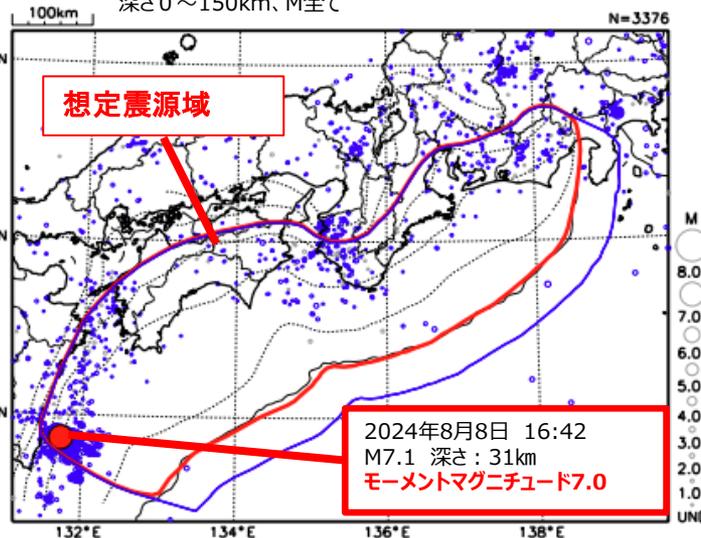
- 2024年8月8日16時42分にマグニチュード7.1（暫定値）、深さ31km（暫定値）の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測したほか、東海地方から奄美群島にかけて震度5強～1を観測。
- 愛媛県宇和海沿岸、高知県、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方に津波注意報を発表し、警戒を呼びかけ。宮崎港で0.5m、日南市油津で0.4mなど各地で津波を観測。その後、発表していた津波注意報は、8日22時00分までに全て解除。
- また、8月8日17時00分に南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、17時30分に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催。南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表、政府による特別な注意の呼びかけを開始。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後、あらかじめ定めた1週間経過した8月15日17時をもって、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う政府としての「特別な注意の呼びかけ」を終了。
- 2024年8月15日17時現在、震度1以上を観測した地震が24回（震度6弱：1回、震度5強：2回、震度5弱：5回、震度4：4回、震度3：2回、震度2：5回、震度1：16回）発生。

■ 震度分布図



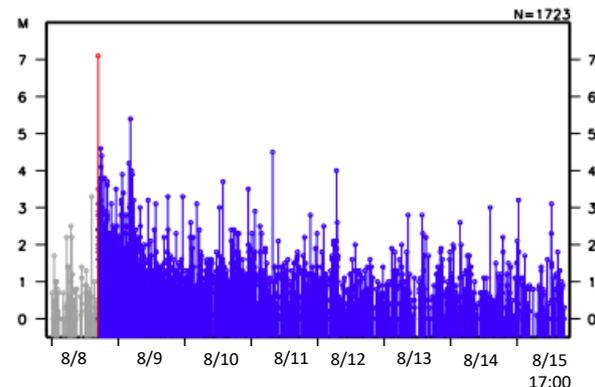
■ 今回の地震の震央と最大クラスの想定震源域

2024年08月08日00時00分～2024年08月15日17時00分、深さ0～150km、M全て

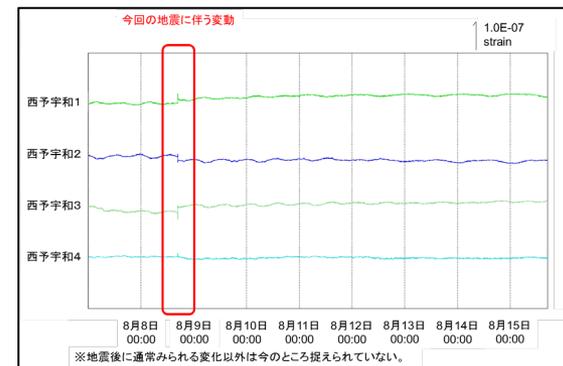


- 赤色 : 今回の地震
- 青色 : 今回の地震より後に発生した地震
- 灰色 : 今回の地震より前に発生した地震
- 赤線 : 想定震源域
- 青線 : 南海トラフ地震臨時情報発表に係る地震活動の監視領域
- 黒点線 : フィリピン海プレート上面の深さ

■ 監視領域（青線）内の地震活動経過図



■ 地殻ひずみ変化



8月8日の日向灘を震源とする地震の被害状況等

- 九州地方で重傷者3名等の人的被害や、全壊1棟、半壊1棟、一部破損77棟の住家被害が発生。
- また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表により、鉄道において、特急列車の運転見合わせや速度を落として運転する路線が生じたほか、各県において、一部のイベント自粛等の動きも見られた。
 - ・一部の海水浴場閉鎖（和歌山県（12箇所）、三重県（5箇所）、宮崎県（5箇所）等）や花火大会の自粛
 - ・各県で宿泊予約のキャンセルが発生 等

■ 人的・住家被害（令和6年8月28日現在）

都道府県名	人的被害		住家被害		
	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部破損
熊本県	1	1			
宮崎県	2	8		1	73
鹿児島県		4	1		4
合計	3	13	1	1	77

■ ライフライン被害（令和6年8月15日現在）

	復旧状況
電力	九州地方の停電は、8/8に全て復旧
水道	九州地方で断水は、8/10までに全て解消（最大120戸）

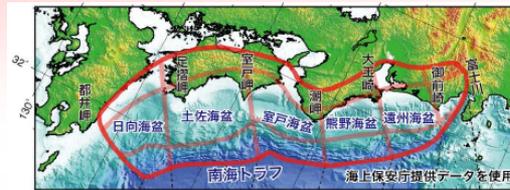
■ 災害派遣要請

要請日時	撤収日時	要請元	要請先	活動場所	活動内容
8月9日(月)20時45分	8月10日(土)18時00分	鹿児島県知事	陸上自衛隊 第12普通科連隊長	鹿児島県霧島市	給水支援

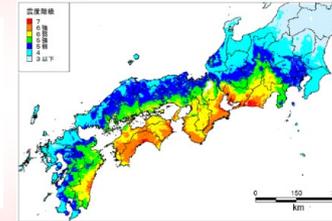
南海トラフ地震臨時情報の概要

南海トラフ地震

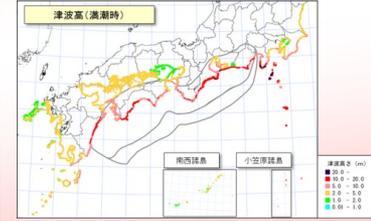
- 駿河湾から日向灘沖までのプレート境界を震源とする大規模地震
- 概ね100～150年間隔で繰り返し発生
- 前回の地震発生(1946年)から約80年が経過し、次の地震発生の切迫性が懸念



南海トラフ巨大地震の想定震源域



▲想定震度と津波波高(最悪のケース)(中央防災会議,2013)



南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ沿いで発生した異常な現象を観測した場合等に気象庁が発表 南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価され、南海トラフ地震臨時情報が発表される3つのケース

【M8級の地震発生】

南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



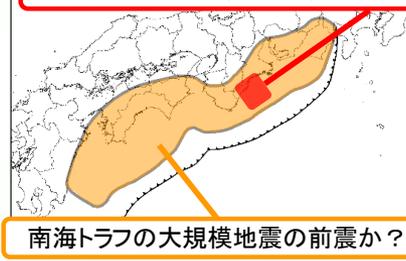
西側は連動するの？

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震**警戒**) を発表

【M7級の地震発生】

南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合 (M8.0以上のプレート境界地震の場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生

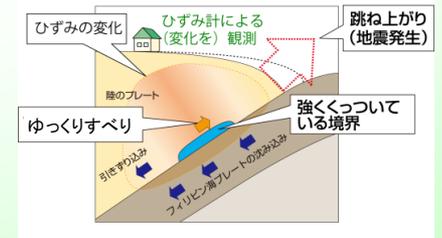


南海トラフの大規模地震の前震か？

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震**注意**) を発表

【ゆっくりすべり発生】

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような**通常とは異なるゆっくりすべり**が観測された場合



防災対応

最も警戒する期間は1週間を基本
地震発生後は明らかに避難が完了できない地域の住民は避難等
その後さらに1週間、M7級の地震発生時の防災対応を実施。

最も警戒する期間は1週間を基本
必要に応じて自主的に避難を実施することも含め
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げる

最も警戒する期間は、すべりの変化が収まり、変化していた期間と概ね同程度の期間
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げる

※Mはモーメントマグニチュードを表す。これは、岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードで、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することは困難である。

臨時情報発表時にとるべき防災対応

地震発生から 最短 2 時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
<p>(最短) 2 時間程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 <p>要配慮者を考慮し、事前避難を実施</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 <p>非常用袋やヘルメットを常時携帯</p>  <p>寝る時は枕元にはきなれた靴を置いておく</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。 <p>通学</p>  <p>散歩</p>  <p>通勤</p> 
<p>1 週間 (※)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。 <p>通学 通勤</p> 	
<p>2 週間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。 		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

政府の対応等①

- 発災後、速やかに緊急参集チームが招集され、総理指示のもと各省連携して初動対応にあたった
- 関係省庁災害対策会議において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う、政府としての「特別な注意の呼びかけ」を実施。

< 8月8日(木) >

16:42 地震発生

16:44 緊急参集チーム招集、官邸対策室設置、内閣府災害対策室設置

16:50 総理指示

1. 国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること
2. 早急に被害状況を把握すること
3. 地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと

17:00 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

17:28 官房長官会見

17:30 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会

17:45 気象庁会見（日向灘の地震について）

19:15 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表
政府としての「特別な注意の呼びかけ」開始

19:32 官房長官会見

19:45 気象庁会見（臨時情報について）

20:00 防災担当大臣からの呼びかけ
（関係省庁災害対策会議）



松村防災担当大臣
（関係省庁災害対策会議）

「特別な注意の呼びかけ」内容

臨時情報発表から一週間、社会経済活動を継続した上で、
・「日頃からの地震への備え※」の再確認
・すぐに逃げられる態勢で就寝、非常持出品の常時携帯、などといった特別な注意
について、呼びかけを実施。

※日頃からの地震の備え：家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、非常食など備蓄の確認、ご家族との連絡手段の確認 など

政府の対応等②

<8月9日(金)>

15:30 南海トラフ地震関連解説情報発表 気象庁による共同取材(場所：気象庁)

<8月10日(土)～14日(水)>

15:30 南海トラフ地震関連解説情報発表 気象庁・内閣府合同の共同取材(場所：気象庁)

<8月15日(木)>

09:40 総理指示

初の南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う一連の対応や社会の反応等を振り返り、国民への呼びかけ要領等の運用面についても、不断の改善を図ること

10:31 防災担当大臣会見

※あらかじめ定めた1週間が経過する8月15日17時をもって特別な注意の呼びかけは終了する旨発言

17:00 政府としての特別な注意の呼びかけ終了、防災担当大臣ぶら下がり会見

※17時をもって特別な注意の呼びかけは終了した旨発言

18:00 内閣府(防災)・気象庁合同記者会見



(右) 松村防災担当大臣、(左) 平沼政務官
(政府としての特別な注意の呼びかけ終了に関するぶら下がり会見の様子)



(右) 気象庁、(左) 内閣府防災(政府としての特別な注意の呼びかけ終了に関する内閣府・気象庁の合同記者会見の様子)



政府の対応等③

府省庁名	南海トラフ地震臨時情報発表時の取組等
内閣官房（内閣広報室）	<ul style="list-style-type: none"> ・首相官邸 X アカウント及び首相官邸HP（共に外国語版を含む）で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容や、関連する政府の取組等を周知（8/8～）
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当大臣から関係省庁災害対策会議において、政府の「特別な注意の呼びかけ」を実施（8/8） ・内閣府防災のXアカウントで日頃の備えや政府のよびかけについて情報発信（8/8～随時更新） ・内閣府防災のホームページのトップ画面にバナーを新たに表示（8/9～） 情報の解説や日頃の備えの再確認について資料を提示 ・南海トラフ地震関連解説情報発表 気象庁・内閣府合同の共同取材（8/10～14） ・防災担当大臣から政府としての「特別な注意の呼びかけ終了」に関するぶら下がり会見（8/15）
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・全国警察に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を踏まえた態勢の構築について指示（8/9）
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁 X アカウントにて、自然災害に便乗した住宅修理サービス等への注意喚起を実施（8/9） ・国民生活センター X にて、「大規模地震発生後に便乗する悪質商法についての注意喚起」を実施（8/9）
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用移動通信機器について、総合通信基盤局より、関係機関（アイコム・KDDI）に対して、迅速な貸出体制の整備を要請（8/8） ・「重点受援県」（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）に対して、発災をした場合の受援体制の確認、「被害が想定されない地域」（北海道・東北地方、北陸地方、山陰地方など）については、応援体制の確認、「その他の地域」については、受援体制及び応援体制の両方を確認していただく旨のメールを发出（8/8） ・全都道府県に対して、今後の大規模災害の発生に備えて、改めて、大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握スキームについて確認していただく旨のメールを发出（8/9） ・各指定公共機関（NTT 持株・東西・N コム、携帯4社）に対し、重要通信確保のため、各社が定める防災業務計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画に沿って情報の収集を進めるとともに、地震発生時の被害の低減、迅速な応急復旧に必要な措置を講じるよう要請（8/9） ・X、Facebook、Instagram 総務省公式アカウント上で偽・誤情報への注意喚起を実施。プラットフォーム事業者（LINE ヤフー株式会社、グーグル合同会社、Meta（Facebook Japan 株式会社）、X（Twitter Japan 株式会社）の4社）に対し、偽・誤情報に対する利用規約等を踏まえた適正な対応の実施を要請（8/9） ・日本放送協会、日本民間放送連盟、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟及び日本コミュニティ放送協会に対し、各社が定める防災業務計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画に沿って、情報の収集を進めるとともに、地震発生時の被害の低減、放送の維持・継続、迅速な応急復旧に必要な措置を講じ、併せて国民・視聴者への必要な情報提供への協力を要請。また、偽・誤情報への注意喚起の実施への協力を要請（8/9） ・指定公共機関である日本郵便に対し、南海トラフ基本計画及び南海トラフ推進計画に基づき必要に応じて適切な対応を取るよう連絡を実施（8/9）
消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁や内閣府から発表された内容を周知・伝達するとともに、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る市町村への周知を依頼（8/8、8/15） ・都道府県及び消防本部に対し、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランを周知・徹底（8/9）

政府の対応等④

府省庁名	南海トラフ地震臨時情報発表時の取組等
外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・省内の即応体制、連絡手段、備蓄品の再確認、駐日外交団防災担当者との連絡手段の再確認を実施（8/9） ・統一の説明ラインを在外公館及び本省地域局及び国際機関所管課室に送付し、外国政府、関係国際機関等の関心に応じ、正確な情報提供を迅速に行うよう指示。特段の反応やアラート発出について情報収集。（8/9）
財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関である日本銀行及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS）に対し、後発地震に注意する措置をとるよう連絡。（8/8）
文部科学省・文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ・関係教育委員会、公私立大学、全国の国交大学法人に対し、児童生徒等に安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次被害防止を要請（8/8） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について関係都府県教育委員会等に伝達し、①地震への注意喚起、②政府からの呼びかけ等に応じた防災対応の要請、③被害があった場合の安全確保と被害報告を要請（8/8） ・国指定等文化財については、都道府県文化財行政担当に対し、文化財の被害状況の把握、二次災害を防止するため、応急復旧や立入禁止等の措置を行うなど安全確保を要請。また、地方指定文化財、未指定文化財等については、独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センターとも連携の上、被害状況の把握を実施（8/8）
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県に対し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、「巨大地震注意」が発表されたことを踏まえ、管内の医療施設等への災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認などの注意喚起を依頼（8/9） ・全国の日本 DMAT・DPAT 先遣隊の隊員に対し、巨大地震発生時においては DMAT・DPAT 先遣隊の派遣にすみやかに対応できるよう、自身の所属医療機関における備えに加え、DMAT・DPAT 先遣隊の資機材や人員等の準備・確認を依頼（8/9） ・福祉関係団体に対し、災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認などを依頼（8/9） ・都道府県等に対し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、「巨大地震注意」が発表されたことを踏まえ、管内の社会福祉施設等への災害警戒に関する注意喚起を行うとともに、非常用自家発電設備の燃料の確保や連絡体制の構築・確認などの注意喚起や都道府県 DWAT 事務局に連絡体制の確認を依頼（8/9） ・各都道府県等に対し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、「巨大地震注意」が発表されたことを踏まえ、管内の保健所や市町村等へ災害発生に備えて注意喚起を行うとともに、連絡体制の確保、備蓄品の確認及び準備、DHEAT等の人的支援の準備についての確認を依頼（8/9）
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県等の関係部局への情報提供、注意喚起を行うとともに、連絡体制を確認（8/8） ・農林水産省のXアカウントで、「南海トラフ地震臨時情報」の周知（8/8）、災害時における「家庭備蓄」の周知及び過度な買いだめ防止の呼び掛け（8/9）を実施 ・飲食料品卸売・製造業界団体に「宮崎県日向灘及び神奈川県西部を震源とする地震の発生を受けた飲食料品の安定供給について」を通知し、団体傘下企業に対する飲食料品の安定供給の維持・確保の周知を依頼（8/10）
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業界・ホームセンター業界の各団体に対し、団体傘下企業に対する日用品・防災用品等の安定供給の維持・確保の周知を依頼（8/9～11）
資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ・石油業界の各団体に対し、給油待ち行列等の状況確認を依頼するとともに、石油連盟経由で元売各社に対し、SSの在庫がショートするリスクに留意した体制構築を要請（8/8～）

政府の対応等⑤

府省庁名	南海トラフ地震情報発表時の取組等
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・地整・地方運輸局や指定公共機関その他の事業者等に対し、事務連絡等により注意喚起等を実施。 ※下記に事務連絡内容の一例を記載。この他の所管する分野の各取組について、事務連絡等を発出し対応。 <ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者等：津波発生時に操作が必要となる水門や樋門・樋管等の河川管理施設等について、操作体制や操作に必要な資機材を確認すること、イベントの主催者等に対し、施設・設備の点検等、地震への備えを再確認するとともに、施設利用者等が直ちに避難できるよう指導すること 等（8/8） ○道路管理者：道路管理者及び関係機関の情報伝達体制、情報機器及び各種システムの動作確認、道路利用者への情報提供として道路情報板等において周知すること 等（8/8） ○鉄軌道事業者：対応マニュアル等を踏まえ、乗客等の安全確保を最優先にした措置を講じること（8/8） ・道路情報板や駅の電光掲示板、空港内のデジタルサイネージなど施設管理者・事業者により臨時情報の発表を周知（8/8～）
国土地理院	<ul style="list-style-type: none"> ・地殻変動の情報を関係機関に提供するとともに、国土地理院HP及びXアカウントから国民に周知（8/8～）
観光庁	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業協会等に対し、旅行者の安全確保を最優先にした対応をするよう、事務連絡により注意喚起を実施。（8/9）
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に関して記者会見を実施（8/8）。翌日以降、南海トラフ地震関連解説情報を毎日発表するとともに報道発表・共同取材を実施（8/9～14）。気象庁のXアカウントで、報道発表等について周知。 ・各地の气象台は、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣（のべ46人・日 TEC-FORCEの内数）やホットライン、記者会見等により自治体等に解説を実施（8/8～）
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に向けて、海の安全情報（ウェブサイト・メール）を発信（8/8）
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に対し、災害時の連絡体制の確立や災害廃棄物処理計画等の確認など、必要な準備・対応について事務連絡を发出（8/9）
原子力規制庁	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力をはじめ、各電力事業者などに対して、初動対応マニュアルに基づき、南海トラフ臨時情報が発表されたことから、地震・津波に備え、再度、防災体制を確認するよう注意喚起を実施（8/8）
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省災害対策室を設置するとともに、防衛大臣指示に基づき関係自治体に連絡員を派遣し、情報収集活動で得られた情報を共有。（8/8） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を踏まえた、情報収集活動及び即応態勢の維持を各部隊に徹底。（8/8）

臨時情報発表時にとるべき防災対応の例

揺れを感じたら直ぐに避難できる体制の準備

すぐに避難できる体制での就寝

- ✓ すぐに避難できる服装（外着・防寒着の着用）
- ✓ 子どもや高齢者等、要配慮者と同室で就寝
- ✓ 室内で最も安全かつ避難しやすい部屋の使用



非常持出品の常時携帯

- ✓ 準備しておいた非常持出品を
日中は常時携帯、就寝時は枕元に置いておく
- ✓ 身分証明書や貴重品も常時携帯



緊急情報の取得体制の確保

- ✓ 携帯電話等の緊急情報を取得できる端末の音量を平時よりも上げておく
- ✓ ラジオや防災行政無線の受信機等を日頃生活する空間に配置



想定されるリスクからの身の安全の確保

揺れによる倒壊への備え

- ✓ 耐震性の低い建物には近づかない
- ✓ 先発の地震で損壊した建物等に近づかない
- ✓ 崩れやすいブロック塀等に近づかない



土砂災害等への注意

- ✓ 土砂崩れや津波浸水のおそれがある場所にはできるだけ近づかない



屋内での安全の確保

- ✓ 屋内のできるだけ安全な場所・部屋で生活
- ✓ 自宅の安全性に不安がある場合は、親戚宅や知人等への避難も検討



日頃からの地震への備えの再確認 (対象地域の住民)

情報が発表された際に、慌てず防災行動を実施するには、日頃からの地震への備えが大切。
下記のような備えは日頃から行き、情報が発表された際に再確認することが重要。

迅速な避難体制・準備

- ✓ 地域のハザードマップでどのような危険があるかを確認する
- ✓ 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- ✓ 家族との連絡手段を決めておく
- ✓ 非常持出品を準備しておく
 - ・食料、水、常備薬
 - ・懐中電灯、携帯ラジオ
 - ・身分証明書、貴重品 等



出火や延焼の防止対策

- ✓ 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- ✓ 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する



室内の対策

- ✓ 窓ガラスの飛散防止対策をする
- ✓ タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- ✓ ベッド頭上に物を置かない

地震発生後の避難生活の備え

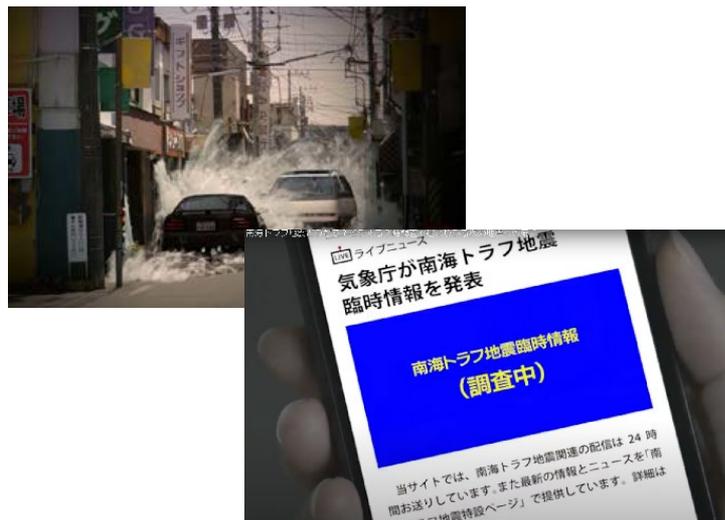
- ✓ 水や食料の備蓄を多めに確保する
- ✓ 簡易トイレを用意する
- ✓ 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する



南海トラフ地震臨時情報の広報

- 南海トラフ地震臨時情報の内容や必要性の理解を広めるため、映像資料や冊子を作成し、公表・配布
- 内閣府HPに解説ページを新たに作成

映像資料



地震・津波発生後の南海トラフ地震臨時情報の発表状況やその内容、それに伴う避難等の必要な行動についてドラマ形式で解説

冊子



南海トラフ地震が発生した場合に必要な行動や事前準備、南海トラフ地震臨時情報の内容についてマンガで解説

映像資料
冊子はこちら👉



解説ページはこちら👉



2.南海トラフ地震の被害想定について

中央防災会議が対象としている大規模地震

発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定※1

R5.2より見直し中

被害想定(H25.3)、基本計画(H26.3)

南海トラフ地震

南海トラフで発生するM8からM9クラスの地震
30年以内の発生確率: 70~80% ※2

- (1944)昭和東南海地震(M7.9)
- (1946)昭和南海地震(M8.0)

被害想定(R3.12)、基本計画(R4.9)

日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震

千島海溝で発生するM8.8程度以上の地震
30年以内の発生確率: 7~40% ※2

- (1896)明治三陸地震(M8.2)
- (1933)昭和三陸地震(M8.1)
- (2011)東北地方太平洋沖地震(M9.0)

R5.12より見直し中

被害想定(H25.12)、基本計画(H27.3)

中部圏・近畿圏 直下地震

- (1891)濃尾地震(M8.0)
- (1945)三河地震(M6.8)
- (1995)兵庫県南部地震(M7.3)

首都直下地震

相模トラフ沿いの南関東におけるM7程度の地震
30年以内の発生確率: 70%程度 ※2

相模トラフ沿いの海溝型地震

相模トラフ沿いで発生するM8程度の地震
30年以内の発生確率: ほぼ0~6%程度 ※2

- (1923)大正関東地震(M7.9)

海溝型地震
直下地震

※1 大規模地震防災・減災対策大綱 (中央防災会議決定)
※2 発生確率は、地震調査研究推進本部(R6.1)による

東日本大震災以前の地震防災対策の考え方について

中央防災会議が防災対策の対象とした地震の設定の考え方

1. 繰り返し発生している。
2. 発生確率・切迫性が高い。
 - ・今後100年間で発生の可能性がある。
 - ・活断層地震が500年以内にあった場合は対象としない。
3. 発生が資料等で相当程度確認されている。
4. 想定地震の規模はM7～8クラス。
5. 経済・社会情勢、中枢機能を考慮。



検討対象とした地震

海溝型地震

- ①東海地震(M8.0)
- ②東南海・南海地震(M8.6)
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(M7.6～8.6)

直下型地震

- ④首都直下地震(M6.9～7.5)
- ⑤中部圏・近畿圏直下地震(M6.9～8.0)

しかし、東日本大震災の発生により、上記の考え方が大きく改める必要が生じた

平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震

日本周辺では想定していなかった
M9.0の規模

過去資料では確認できない
広域の震源域・波源域

想定を大きく超えた
津波高

東北地方太平洋沖地震を教訓とした 地震・津波対策に関する専門調査会

最終報告 H23.9.28

⇒ 反省と教訓をもとに防災対策全体を再構築

津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方

今後、二つのレベルの津波を想定

発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

地震、津波の想定をするにあたってのこれからの考え方

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震、津波を検討していくべき

想定地震、津波に基づき必要となる施設整備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある

関東大震災/阪神・淡路大震災/東日本大震災の比較

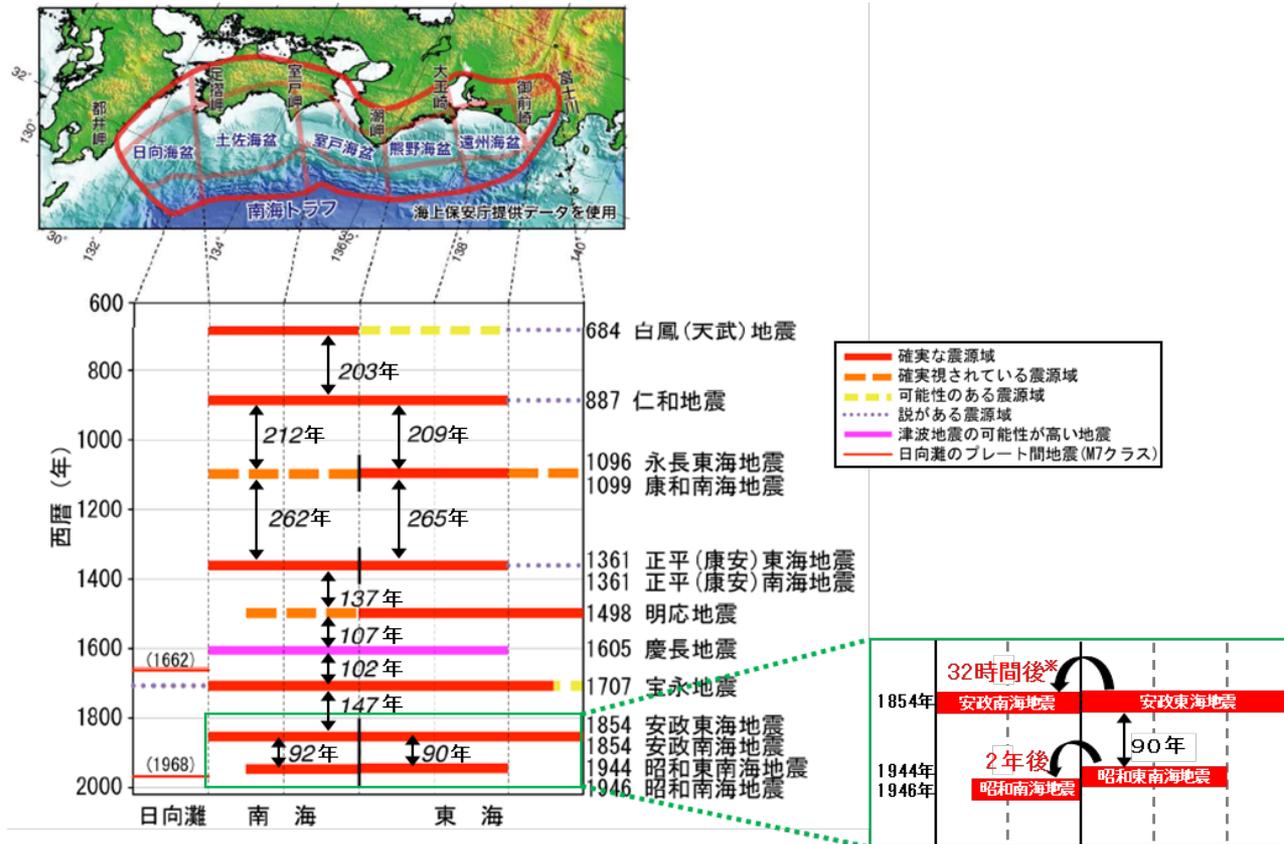


	関東大震災	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日月	1923年（大正12年）9月1日 土曜日 午前11時58分	1995年（平成7年）1月17日 火曜日 午前5時46分	2011年（平成23年）3月11日 金曜日 午後2時46分
地震規模	マグニチュード M7.9	マグニチュード M7.3	モーメントマグニチュード Mw9.0
直接死・行方不明	約10万5千人 (うち焼死 約9割)	約5,500人 (うち窒息・圧死 約7割)	約1万8千人 (うち溺死 約9割)
災害関連死	—	約900人	約3,800人
全壊・全焼住家	約29万棟	約11万棟	約12万棟
経済被害	約55億円	約9兆6千億円	約16兆9千億円
当時のGNP	約149億円	約522兆円	約497兆円
GNP比	約37%	約2%	約3%
当時の国家予算	約14億円	約73兆円	約92兆円

出典：諸井・武村（2004）『日本地震工学会論文集』第4巻第4号、東京市役所（1926）『東京震災録：前編』、一橋大学社会科学統計情報研究センター『長期経済統計データベース』、気象庁、警察庁、消防庁、復興庁、国土庁、内閣府、財務省、兵庫県資料をもとに内閣府防災担当作成
※GNP・GNP比は関東大震災についてはGDP・GDP比

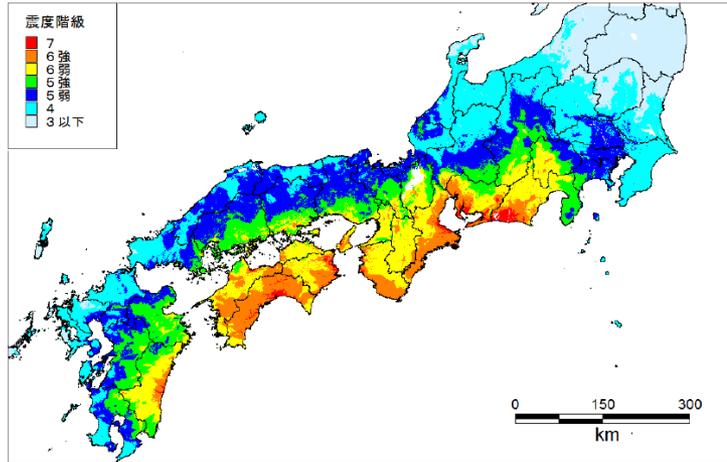
南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生履歴

- 南海トラフ沿いでは、おおむね100～150年で大地震が繰り返し発生
- 発生形態は、駿河湾から四国沖にかけての複数の領域で同時あるいは2年程度の時間差で発生する等多様性がある



※最近の調査では、30時間後との結果も報告されている。

南海トラフ沿いで過去に発生した大規模地震の震源域の時空間分布 (地震調査委員会、平成25年5月公表資料に加筆)



【強震動生成域が陸側寄りの場合の震度分布図】

○震度分布、津波高

- ・震度7：127市町村
- ・最大津波高10m以上：79市町村

○死者、全壊焼失棟数

- ・最大約32.3万人（冬・深夜に発生）
- ・最大約238.6万棟（冬・夕方に発生）

○ライフライン、インフラ被害

- ・電力：停電件数 最大約2,710万軒
- ・通信：不通回線数 最大約930万回線 等

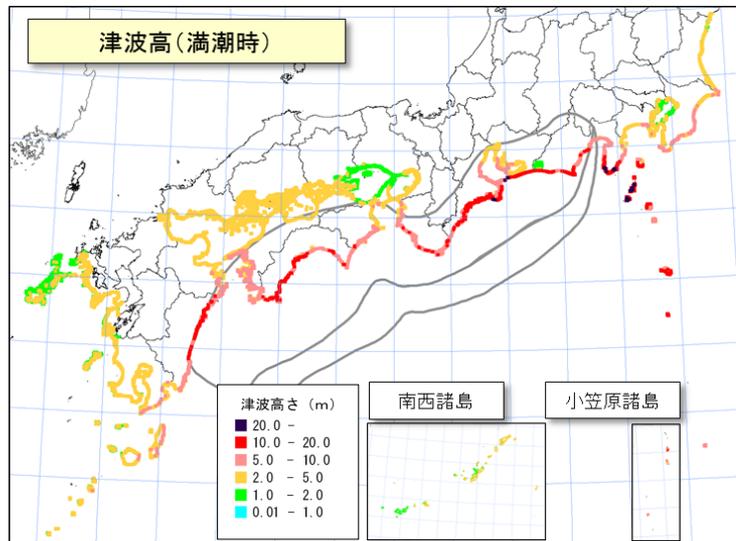
○生活への影響

- ・避難者数：最大約950万人
- ・食糧不足：最大約3,200万食（3日間） 等

○経済被害

- ・資産等の被害：約169.5兆円
- ・経済活動への影響：約44.7兆円

※それぞれの数値については、被害が最大と見込まれるケース（すべり域等）における値であり、同一のケースではない。



【「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定した場合の津波高分布図】

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

これまでの経緯

H25.12	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	施行(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 改正)
H26.3	南海トラフ地震防災対策推進基本計画	作成(東南海・南海地震防災対策推進基本計画 廃止)
R1.5	//	変更(南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)及びフォローアップ等を踏まえた変更)
R3.5	//	変更(災害対策基本法の改正を踏まえた変更)

基本計画の概要

基本的な方針

- 地震対策
 - ・被害の軽減につながる耐震化・火災対策
 - ・ライフライン・インフラ施設の耐震化・耐浪化
- 津波対策
 - ・情報伝達体制、避難場所、避難経路の整備
 - ・安全な場所への迅速な避難
- 経済に及ぼす甚大な影響の回避
- 南海トラフ地震臨時情報の発表とその対応 等

今後10年間で達成すべき減災目標

- 想定される死者数を、
約33万2千人 から **概ね8割減少**
- 想定される建築物の全壊棟数を、
約250万棟 から **概ね5割減少**

主な対策等

- 地震対策
 - ・住宅、学校、医療施設、公共施設等の **建築物の耐震化**
 - ・電気、ガス、上下水道、通信サービス等の **ライフライン施設の耐震化・耐浪化**
- 津波対策
 - ・津波避難のための **避難路や避難場所の整備・指定**
 - ・津波災害警戒区域の指定や **津波ハザードマップの作成・見直し・周知の推進**
- 経済に及ぼす甚大な影響の回避
 - ・交通インフラの復旧関連情報の共有化の促進と復旧体制の充実
 - ・サプライチェーン寸断対策の事業継続計画(BCP)への反映
- 南海トラフ地震臨時情報の発表とその対応
 - ・政府本部等は、**南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、自治体等に措置内容等を周知**
 - ・関係自治体は、後発地震の発生に備えて、事前避難対象地域を推進計画に明示 等

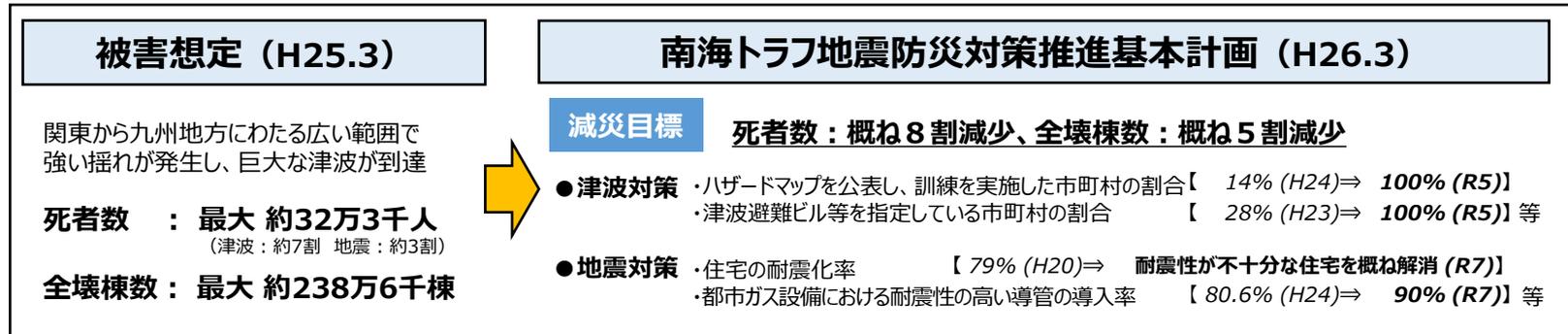
施策の具体目標

- 地震対策
 - ・耐震性が不十分な住宅 **【 R7 概ね解消 】**
 - ・都市ガス設備における耐震性の高い導管の導入率 **【 R7 90% 】**
- 津波対策
 - ・ハザードマップの公表等を実施した市町村の割合 **【 R5 100% 】**
 - ・津波避難ビル等を指定している市町村の割合 **【 R5 100% 】**

南海トラフ巨大地震 被害想定・防災対策の見直しの流れ

～令和6年能登半島地震を踏まえた変更～

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施。



<検討の流れ>

① 令和5年2月3日～ 南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 ※1

→ 最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法を検討。

② 令和5年4月4日～ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ ※2

→ 防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等を検討。

②-1 令和6年6月26日～
令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ ※2

→ 令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策を総合的に検討。

②-2 令和6年9月9日～ 令和6年8月8日の日向灘を震源とする南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の検証 ※3

③ 基本計画の見直し

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

- 中央防災会議において、平成26年3月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定し、防災対策を推進。
- 計画策定から10年が経過することから、基本計画の見直しに向け、新たな防災対策の検討が必要。
- 中央防災会議防災対策実行会議の下に、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策の検討を実施。
- 令和5年4月4日に第1回会合が開催され、これまで20回の議論を実施。

主な議題

① 防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し

- ・防災対策のフォローアップを実施し、被害想定
の低減に向けた既存施策の課題を抽出
- ・最新の知見や社会状況の変化を踏まえた
被害想定の見直し
- ・新たな被害想定を基に、課題の解決に向
け、より直接的に減災効果がある施策を
検討

② 新たな防災対策の検討

- ・技術の進展や他の災害の教訓、社会状況
の変化等を踏まえ、今後の防災対策の
検討に当たって考慮すべき課題を洗い
出し
- ・新たな課題を踏まえた被害想定の見直し
- ・新たな課題に対する防災対策の検討

検討メンバー（令和6年4月現在）

○：主査

氏名	所属・職名
磯打 千雅子	香川大学 特命准教授
井出 多加子	成蹊大学 経済学部 教授
今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 教授
入江 さやか	松本大学 地域防災科学研究所 教授
奥村 与志弘	関西大学 社会安全学部 教授
片田 敏孝	東京大学大学院 情報学環 特任教授
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授
越塚 登	東京大学大学院 情報学環 教授
小室 広佐子	東京国際大学 副学長兼言語コミュニケーション学部長・教授
小山 真紀	岐阜大学 環境社会共生体研究センター 准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
末松 則子	三重県鈴鹿市長
関谷 直也	東京大学大学院 情報学環総合防災情報研究センター 教授
田嶋 勝正	和歌山県串本町長
根本 恵司	(一社) 中部経済連合会 常務
濱田 省司	南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議 代表世話人（高知県知事）
平田 直	東京大学 名誉教授
廣井 慧	京都大学 防災研究所 准教授
○ 福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
渡邊 廣之	イオン株式会社 執行役副社長

臨時情報に関する今後の具体的な検証項目(案)

南海トラフ地震臨時情報に関する3つの検証項目

1 平時からの 南海トラフ地震臨時情報 の周知・広報

- ・ 臨時情報の制度への正しい理解が進んでいるか。
- ・ 巨大地震注意または巨大地震警戒が発表されたとき、各主体（自治体、事業者他）が防災対応をとれるよう組織内周知されていたか。

◎ 広報コンテンツの見直し、自治体・報道機関と連携した広報強化

2 南海トラフ地震臨時情報 発表時における 呼びかけの内容

- ・ 政府から発信する情報は分かりやすいものだったか。
- ・ 政府の発信する情報が国民等に分かりやすく伝わるよう、報道機関との連携や情報発信ツールの活用ができていたか。

◎ 呼びかけ内容の充実

3 南海トラフ地震臨時情報 及び政府からの呼びかけに伴う 自治体や事業者などの 各主体における防災対応

- ・ 臨時情報発表時にとるべき対応について、あらかじめ定められていたか。
- ・ 各自治体や事業者は、あらかじめ決めていた計画に基づく防災対応がなされていたか。
- ・ 各自治体や事業者が防災対応をとるにあたり、課題が生じていたか。

◎ 自治体・事業者向けのアンケート結果の共有及び意見交換を実施

自治体・事業者へのアンケートや意見交換を実施し、その結果を南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループに報告することで、3つの検証項目について議論し、運用の改善を図る。

南海トラフ地震臨時情報を受けての防災対応に関するアンケート結果概要

(令和6年11月26日)

趣旨・目的

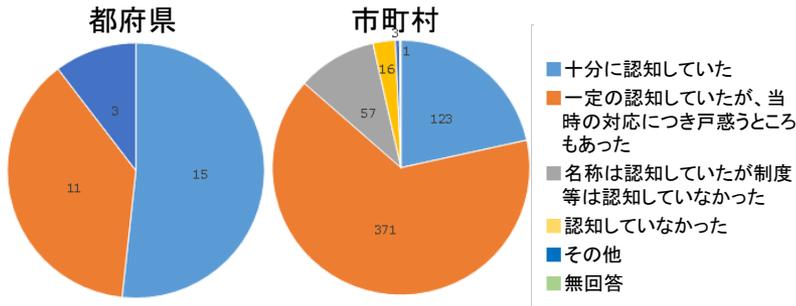
令和6年8月8日、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、各地において様々な対応・反応があったところ。そのため、当時の地方公共団体や事業者における対応等を把握し、検証・運用改善に役立てることを目的に、アンケート調査を実施。

結果(概要)

(1都2府26県、571市町村、69指定公共機関及び337事業者より回答。)

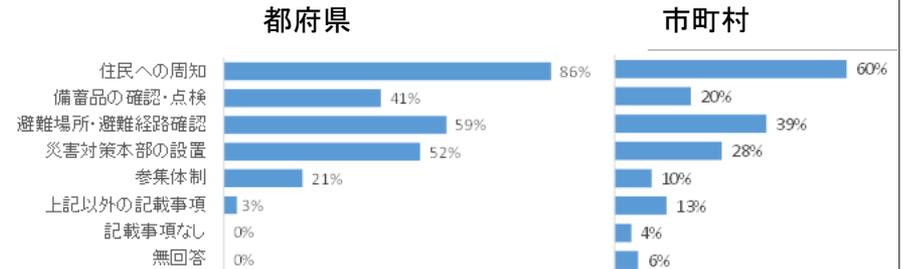
【地方公共団体】

<認知度>



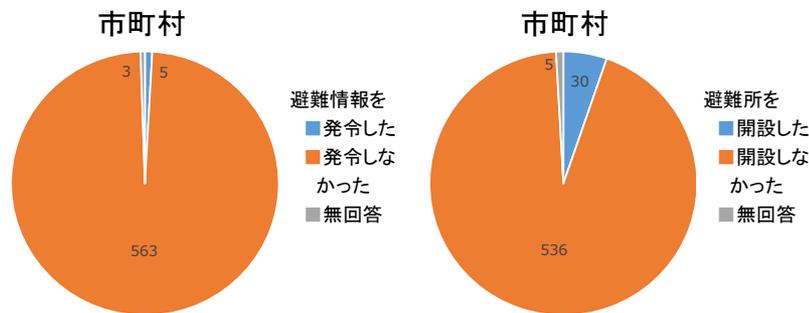
都府県の9割近く、市町村の8割以上が、発表前から臨時情報の制度を認知。十分に認知していたのは都府県で約5割、市町村では約2割で、当時の対応につき戸惑ったところも多かった。

<地域防災計画における記載>



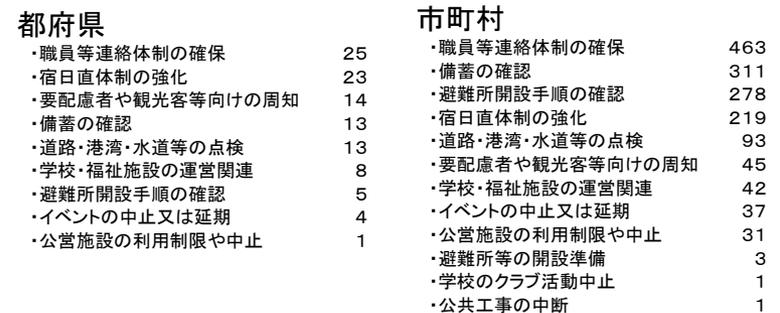
臨時情報(巨大地震注意)発表時の防災対応に係る記載事項として、都府県・市町村いずれも、「住民への周知」が多く、「避難場所・避難経路の確認」、「災害対策本部の設置」が続く。

<避難情報等>



沿岸地域における津波のリスク等を考慮し、避難情報を発令した又は避難所を開設した市町村も、一部あった。

<その他、実施した措置(複数回答)>

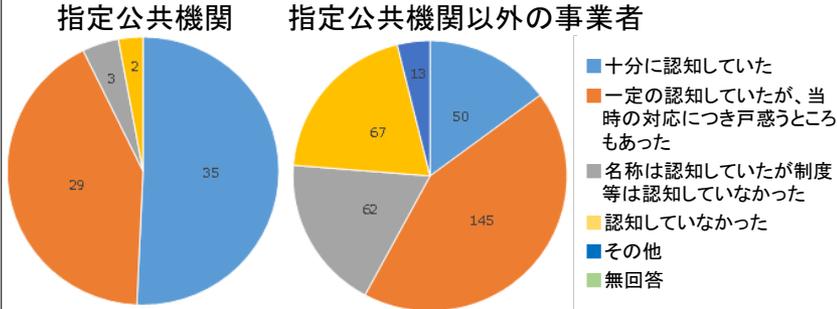


その他、「職員等連絡体制の確保」、「備蓄の確認」、「宿日直体制の強化」等の措置が、多くの地方公共団体において実施された。

結果(概要) つづき

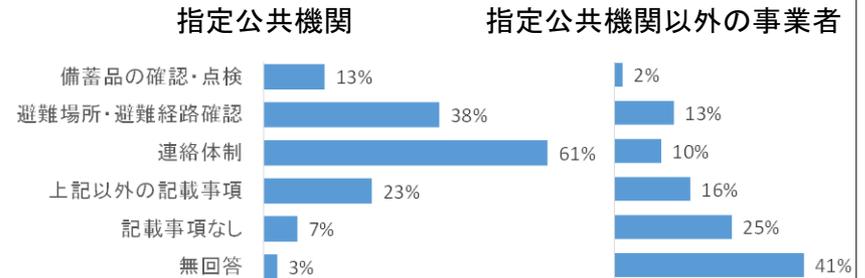
【事業者】

<認知度>



指定公共機関の約9割、指定公共機関以外の事業者の約6割が、発表前から臨時情報の制度を認知。十分に認知していたのは指定公共機関でも約5割。

<防災計画における記載>



臨時情報(巨大地震注意)発表時の防災対応に係る記載事項として、「避難場所・避難経路の確認」や「連絡体制」が多い。

<実施した措置(複数回答)>

指定公共機関

・職員等連絡体制の確保	60	・鉄道等の減速や運休	5
・備蓄の確認	44	・関係機関との情報共有	5
・施設の点検	34	・イベントの中止または延期	3
・利用客の避難誘導手順の確認	12	・飲食料品の出荷調整・販売制限	3
・外国人や要配慮者向けの周知	7	・情報通信機器動作確認	3
・安全確保および備えの周知	6		

指定公共機関以外の事業者

・職員等連絡体制の確保	177	・施設の利用制限や休止	19
・備蓄の確認	150	・イベントの中止または延期	13
・利用客の避難誘導手順の確認	140	・職員・利用者等への注意喚起	12
・施設の点検	132	・飲食料品の出荷調整・販売制限	5
・鉄道等の減速や運休	22	・対策本部設置・会議の開催	4
・外国人や要配慮者向けの周知	21	・運行状況の告知	3

「職員等連絡体制の確保」、「備蓄の確認」、「施設の点検」、「利用客の避難誘導手順の確認」等の措置が実施された。

【特徴的な取組・影響等】(地方公共団体・事業者)

- ・夏休みやお盆期間など時季を踏まえた呼びかけ。
 - ・DMAT等災害発生時に即応する各種体制を確認。
 - ・観光のキャンセル・振替が発生。
 - ・災害即応担当部署によるイベントを中止。
 - ・物流の安定化のため出荷調整。
 - ・高所作業の中止。
 - ・避難経路の確認等を実施した上でイベントを実施。
 - ・海水浴場等にハザードマップを配布。
- 等

【課題点・今後の改善点・意見等】(地方公共団体・事業者)

- ・警戒と注意との書き分け等、防災計画等への記載の拡充。
 - ・臨時情報は、空振りを恐れず発表するべき。
 - ・職員参集体制の見直し、訓練・研修の実施等。
 - ・国は、住民や企業がとるべき対応を統一的に示すべき。
 - ・平時から住民への丁寧な説明、関係機関の対応の共有が必要。
 - ・買い急ぎや買い占め等が発生しないよう、啓発が重要。
 - ・多言語を活用し、訪日外国人等向けの周知・広報を行うべき。
- 等

中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において有識者とともに検証し、今後の改善に反映。